

軽自動車税(種別割)の減免について

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

該当する人は申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

4月下旬に送付する軽自動車税(種別割)納税通知書にて申請期限、方法をお知らせします。

【対象】

- ①障がい者などが所有する軽自動車など(等級などの制限有り)
- ②障がい者などの親族が所有する軽自動車など(もっぱら障がい者などのために使用するものに限る)
- ③生活保護受給者が所有する軽自動車など
- ④社会福祉法人などが所有し、該当事業における障がい者などのために使用する割合が80%以上である軽自動車など
- ⑤行政区が所有する軽自動車など

⑥構造がもっぱら身体障がい者などのためのもので、車検証にその記載があるもの

【注意事項】

- 対象①②について、減免できる車両は障がい者1人につき1台です。自動車税(種別割)で減免を受けている場合は軽自動車税(種別割)の減免はできません。
- 自動車検査証に事業用と記載されている軽自動車は減免できません。
- 前年度減免を受けた人も毎年申請が必要です。
- 軽自動車税(種別割)の減免申請をされる場合は、「新宮町福祉タクシー利用券」の交付枚数が半分になります。
- 郵送による申請受付も可能です。詳しくは問い合わせください。



消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

通販サイトで少しでも怪しいと感じたら注文しないで!

事例

検索サイトで検索して、通常の販売価格より大幅に値引きされている通販サイトにクレジットカード決済で注文したが、商品が届かない。

アドバイス

- ①販売価格が大幅に値引きされた広告や通販サイトに気をつけましょう。
- ②通販サイトのURLの表記がおかしい、通販サイトに販売業者の情報が適切に記載されていない、通販サイトの日本語の表記、文章表現がお

かしい、リンクが適切に機能しないなどの通販サイトに気をつけましょう。

- ③支払い方法が、クレジットカードのみ、銀行口座などへの前払いのみ、代金引換サービスのみなど、限定されている通販サイトに気をつけましょう。



【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)

子育て相談

●ハロー！ベビークラス●

生まれてくる赤ちゃんのために準備をしませんか。

日時 5月28日(日) 午前10時～正午

対象 町内在住でパパ・ママとなる人
※1人やお子さんと一緒にでも参加できます。(託児なし)

内容 ○助産師による講話(妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わり方など)
○お風呂入れ体験、パパの妊婦体験など

定員 12組程度(先着順)

必要なもの 母子健康手帳、筆記用具

申込方法 窓口または電話

申込期間 5月1日(月)～25日(木)

●離乳食教室●

月齢にあわせたメニューを学びましょう。

日時 5月18日(木)

- ①午前9時50分～10時50分
- ②午前11時～正午

対象

- ①町内在住の離乳食初期～中期 乳児の保護者
- ②町内在住の離乳食後期～完了期 乳児の保護者

定員 各6人程度(先着順)

託児 あり(要予約・無料、お子さん同伴可)

必要なもの 筆記用具

申込方法 窓口または電話

申込期間 5月1日(月)～12日(金)

●こころにこここ相談室●

子育ての不安や悩みを相談してみませんか。

日時 5月23日(火)

- ①午前9時～9時50分
- ②午前10時～10時50分
- ③午前11時～11時50分

対象 町内在住の妊婦、乳幼児の保護者

定員 各時間帯1組ずつ(先着順)

託児 あり(要予約・無料)

申込方法 窓口または電話

申込期間 5月1日(月)～17日(水)

各参加費 無料

各場所 シーオーレ新宮

各申し込み・問い合わせ先

しんぐう子育てサポートセンター

☎963-2995

※キャンセルの場合は要連絡



所得証明書の発行について

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

令和5年度(令和4年中)の所得(課税・非課税)証明書は、令和5年1月1日時点で新宮町に住む人を対象に発行できます。

【発行開始日】

町県民税(住民税)の支払方法によって異なります。

○給与天引きのみの人(特別徴収)

5月10日(水)

○納付書・口座払いの人(普通徴収)や年金天引きの人(年金特別徴収)

6月8日(木)

※給与天引きとそれ以外の支払方法を併用している人は、6月8日(木)からの発行開始となります。ご注意ください。

【手数料】 1通につき300円

【注意事項】

○未申告の場合や他市町村で課税対象となっている場合は、証明書を発行できません。

○年度を間違えて取得した場合、証明書の差し替えはできません。

いつの所得の証明が必要かを確認して取得してください。

【必要なもの】

○ **本人が来庁する場合**

本人確認書類(マイナンバーカードなどの顔写真のあるものは1点、顔写真のないものは2点以上の提示)

○ **代理人が来庁する場合**

本人からの委任状、代理人の本人確認書類

※代理人が家族であっても、申請者が18歳以上の場合は必ず委任状が必要です。

※委任状には必ず本人が署名してください。

委任状	年 月 日
(あて先)新宮町長	
(委任者)住所	
氏名	
生年月日	
私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。	
令和〇〇年度〇〇証明書〇通の交付申請及び受領に関すること。	
(代理人)住所	
氏名	
生年月日	
電話番号	

▲委任状の様式(例)

非自発的失業者の国保税軽減制度について

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

倒産、解雇などの非自発的な理由で離職した国民健康保険被保険者は、申請すると国民健康保険税が、軽減となる場合があります。

【対象】

○倒産や解雇などで離職した人(雇用保険受給資格通知などの離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人)

○雇い止めなどで離職した人(雇用保険受給資格通知などの離職理由コードが23、33、34の人)

※離職日時時点で65歳以上の人は対象外

【軽減額】

軽減対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定

【軽減期間】

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

【必要なもの】

雇用保険受給資格者通知など、国民健康保険被保険者証、本人確認書類、世帯主のマイナンバーがわかるもの、認め印

マイナポイント(第2弾)の申込期限が 令和5年9月末までに延長されました

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230(直)

【マイナポイントの申込期限】

変更前 令和5年5月31日(水)

変更後 令和5年9月30日(土)

※今回延長されたのは、マイナンバーカードの受け取り後に行うマイナポイント申込手続きの期限です。ポイントの付与対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和5年2月末で終了していますのでご注意ください。

※既にマイナンバーカードを持っている人で、まだもらっていないマイナポイントがある人も付与対象です。

※詳しくはマイナポイント事業ホームページをご覧ください。

(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



医療費のお知らせについて

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

年に6回、新宮町国民健康保険加入の世帯主宛に医療費のお知らせを郵送します。医療費のお知らせは、医療機関から国保連合会と町に提出された医療費の請求をもとに作成しています。過大に請求されていないか等を確認してください。

確定申告の医療費控除で、医療費の明細書としても使用できます。ただし、医療費のお知らせに記載されていない場合や、実際に窓口で支払った自己負担額と一致していないことがあります。お手元の領収書と医療費のお知らせを確認して、金額が異なる場合には、実際に負担した額に訂正して申告してください。

交通事故にあった場合は届け出が必要です

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)からの行為によって傷病を受けた場合も、国民健康保険を使用して治療を受けることができます。その場合、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

本来、加害者が被害者の医療費を支払うべきところを国民健康保険が一時的に立て替え、国民健康保険が負担した医療費は、後日加害者に請求します。ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を結んだりすると、治療費の請求ができなくなる場合があります。示談の前に必ず担当課にご連絡ください。詳細は問い合わせください。



接骨院・整骨院での受診内容を確認します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

新宮町国民健康保険では、厚生労働省・福岡県の指導のもと、医療費の適正化を推進しています。

接骨院・整骨院を受診していて、次の基準に該当する場合、調査票で受診内容の確認をします。調査票が届いた場合は、回答にご協力ください。

【厚生労働省による受診内容確認の基準】

- 長期受診(継続受診)3か月以上
- 3部位以上
- 月10日以上

ご存知ですか？医療費の助成制度

町では、次の各種制度に自己負担限度額を設け、保険適用医療費の一部を助成しています。

申請が遅れると、助成を受けられない期間が生じます。手続きがお済みでない人は、早めに手続きをしてください。

子ども医療

【対象】 中学3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）までの子ども

【自己負担限度額】（1医療機関ごと）

※年齢に応じて、自己負担限度額が異なります。

○未就学児（0～6歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

入院 0円、外来 0円

○小学生（12歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

入院 500円/日

（月7日限度、8日目以降なし）

外来 1,200円/月 ※薬局は0円

○中学生（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

入院 500円/日

（月7日限度、8日目以降なし）

外来 1,600円/月 ※薬局は0円

【必要なもの】

健康保険証、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

重度障がい者医療

【対象】

○身体障害者手帳1級または2級の人

○療育手帳がA判定の人

○精神障害者保健福祉手帳1級の人

【自己負担限度額】（1医療機関ごと）

入院 0円

（精神障がいによる精神病棟への入院を除く）

外来 500円/月 ※薬局は0円

【必要なもの】

障がいの状態がわかるもの（身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの各種手帳）、健康保険証、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

※今年度は3年に1度の更新の年です。9月に対象者に通知します。

ひとり親家庭等医療

【対象】

○夫・妻と死別または離婚し、児童を扶養している母または父とその児童

○父母のいない児童

○父が重度の障がい者である児童と母

○母が重度の障がい者である児童と父

※児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの人が対象です。

※本人と家族などの所得制限があります。また、毎年更新手続きが必要です。

【自己負担限度額】（1医療機関ごと）

入院 500円/日

（月7日限度、8日目以降なし）

外来 800円/月 ※薬局は0円

【必要なもの】

健康保険証（受給対象者全員分）、母子家庭・父子家庭であることを明らかにするもの（戸籍謄本、児童扶養手当の証書、遺族年金の証書など）、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

【更新申請の受付期間】

8月1日（火）～8月31日（木）

※土曜日・日曜日・祝日を除く。

【更新申請に必要なもの】

健康保険証（受給対象者全員分）、認め印、戸籍謄本（認定申請のときと戸籍の内容が異なる人のみ）、児童扶養手当・母子年金・遺族年金などの証書、マイナンバーがわかるもの（受給対象者、申請者の分）

問い合わせ先 役場住民課（医療担当） ☎963-1733（直） FAX962-0885

マイナンバーカードに関する業務を 一時停止します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

国の公的個人認証システムの停止に伴い、次の日程でマイナンバーカードに関する業務を一時停止します。

期間中に該当する手続きがあった場合は、当日の処理ができないため、可能な限り次の日程を避けて来庁をおねがいします。

【停止期間】

5月1日(月)～2日(火) 終日

【該当するマイナンバーカードの手続き】

- 券面事項変更
(氏名変更、住所変更に伴うもの)
- 暗証番号再設定(ロック解除を含む)
- 一時停止解除
- 有効期間変更および特例期間延長
(在留期限のある外国人のみ)
- 電子証明書の失効及び発行
(電子証明書の更新、住所・氏名の変更に伴うもの)



この機会に
ぜひご利用
ください。



休日にもマイナンバーカードの 窓口を開設します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができます。予約制(人数制限あり)となっていますので、必ず電話予約して来庁してください。

【日時】5月14日(日)、28日(日)

午前9時～11時30分

【場所】役場住民課

※マイナポイントの申請サポートは5月14日、28日は実施しません。サポートを希望する人は、月曜日～金曜日(祝休日除く)に来庁してください。

後期高齢者健康診査のお知らせ

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)
福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎651-3111(直)

後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の発症や重症化の予防などの目的で、健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付します。

【対象】

- 後期高齢者医療保険の被保険者
(長期入院者、施設入所者を除く)
- ※生活習慣病の治療を受けている人も対象

【受診票送付時期】

- 令和5年4月末現在で被保険者の人
4月下旬
- 令和5年5月以降に75歳になる人
75歳になる誕生月の10日ごろ
(誕生日前の受診はできません)

【自己負担金】

一律500円

【受診方法】

- ①かかりつけ医または前回健康診査を受けた医療機

関などに、後期高齢者健康診査が受診できるか確認し、予約をする。

- ※予約先がわからないときは、問い合わせください
- ②健康診査を受診する。

受診の際は、必ず「被保険者証またはマイナンバーカード(注)」、「受診票」、「自己負担金500円」を持参する。

(注)被保険者証の代わりにマイナンバーカードを利用するにはマイナポータルなどで事前登録が必要です。また、マイナンバーカード対応医療機関であることを予約の際に直接確認してください。

- ※7月～12月実施の新宮町集団健診でも受診できます。



社会福祉協議会の窓

誰でも参加できる水曜日の集いの場 「すいすいクラブ」

町福祉センターを活用した居場所づくり「すいすいクラブ」を開催します。申込不要で誰でも自由に参加できます。お気軽にご参加ください。

日時・内容

- 5月10日(水)
午後1時30分～3時 あたまスッキリ道場
- 5月17日(水)
午後1時15分～2時45分
パラスポーツ「ボッチャ」
- 5月24日(水)
午後1時15分～2時45分
傾聴カフェそら

場所 町福祉センター3階 会議室1・2

参加費 傾聴カフェ100円 その他無料

不登校・ひきこもりほっこりおはなし会

ひとりで悩まず思いを語り合ってみませんか。

日時 5月24日(水) 午後1時～3時
(時間中はいつでもどうぞ)

場所 町福祉センター3階

対象 行きしぶりや不登校・ひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人

参加費 無料

お外であそぼ！

新聞紙や段ボール使って自由に遊んだり、芝生の上でゴロゴロしたり、自分のペースで遊べる場所です。

開催時には公園入り口に黄色の旗を出しています。

日時 5月16日(火) 午前10時～正午

場所 人丸公園

対象 どなたでも

(小学生や園児は大人と一緒にきてください)

参加費 無料

各申し込み・問い合わせ先

町社会福祉協議会

☎963-0921(直)



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

問い合わせ先 役場健康福祉課(社会福祉担当)
☎962-0239(直)

地域の民生委員・児童委員や活動内容を知っていますか。

【民生・児童委員の役割】

- 民生委員は、地域のボランティアで、地域のみなさんの相談相手です。みなさんの悩みや心配ごとについて相談を受け、解決に向けて助言や手伝いをします。
- 高齢者や障がいのある人の見守りや援助、子どもたちへの声かけなどを行っています。
- 相談内容に応じて関係機関とのつなぎ役になります。
- みなさんと行政を結ぶパイプ役です。誰もが安心して生活できるように、みなさんの声を行政や関係機関に届けます。

新宮町民生委員・児童委員協議会
会長 城戸さん



困りごとを一人で抱えていませんか。
わたしたち地域の民生委員・児童委員が解決に向けてお手伝いします。

杜の宮テニスコート夜間照明 LED化改修工事が完了しました

問い合わせ先 社会教育課 ☎963-5111(直)

杜の宮テニスコートの夜間照明をLEDに改修する工事が3月30日に完了しました。この工事はスポーツ振興くじの助成を受けて実施されました。

スポーツくじ



私たちはスポーツ振興くじ助成を受けています。

狂犬病予防集合注射

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

令和5年度の狂犬病予防集合注射を実施します。飼い犬を町に登録している人には役場から案内はがきを送付します。必ず案内はがきを持参してください。はがきの内容に変更がある場合は、お知らせください。注射はどここの会場でも受けることができます。

【集合注射代金】

3,150円(ワクチン接種代+注射済票発行代)

【注意事項】

- 飼い犬が町に未登録で、マイクロチップが装着されている場合は、指定登録機関で飼い犬の登録を行ってください。登録方法については、町ホームページをご覧ください。
- 当日、犬の体調などによって獣医師が判断し、注射ができない場合があります。
- 犬が興奮し暴れるなどした場合は、安全確保のため、注射をお断りする場合があります。

【令和5年度狂犬病予防集合注射日程】

5月15日(月)	
午前9時30分～9時50分	緑ヶ浜区公民館
午前10時～10時35分	杜の宮運動施設 駐車場
午前10時45分～11時	湊区公民館
午前11時10分～11時25分	下府1区公民館
午前11時35分～午後0時5分	湊坂中央公園
午後0時15分～0時30分	夜臼1区公民館
5月16日(火)	
午前9時30分～9時40分	的野区公民館
午前10時～10時10分	立花口区公民館
午前10時20分～10時40分	花立花区公民館
午前10時50分～11時	原上区公民館
午前11時10分～11時30分	三代区公民館
午前11時40分～午後0時10分	沖田中央公園 駐車場

4月の人事異動

町職員の人事異動

(4月1日付)

※()内は前所属など

【総務課】(玄界環境組合古賀清掃工場派遣)石丸洋(都市整備課)

【地域協働課】小村勇輔(都市整備課)

【政策経営課】上田由香(福岡県介護保険広域連合粕屋支部派遣)

【税務課】竹添嘉孝(地域協働課)
【住民課】藤木和美(健康福祉課)

【健康福祉課】亀井幹登(産業振興課)、(相島診療所)津田桂(福岡県)、(福岡県介護保険広域連合本部派遣)落石美貴子(学校教育課)、(福岡県介護保険広域連合粕屋支部派遣)井上和美(子育て支援課)、(福岡県介護保険広域連合粕屋支部派遣)花田佳那子(税務課)

【子育て支援課】田中淳也(福岡県介護保険広域連合粕屋支部派遣)、佐藤ミク(福岡県介護保険広域連合本部)

【子育て支援課】田中淳也(福岡県介護保険広域連合粕屋支部派遣)、佐藤ミク(福岡県介護保険広域連合本部)

人事交流)

【産業振興課】樋口祥蓮(新規採用)

【環境課】篠原拓也(福岡県自治振興組合派遣)

【都市整備課】永田綾香(新規採用)

【上下水道課】荒牧優一郎(環境課)

【議会事務局】上野将司(住民課)

【学校教育課】青柳詩帆(福岡県後期高齢者医療広域連合派遣)、(指導主事)大里恭太郎(古賀東中学校)

●昇格 政策経営課長 井上美

和、総務課課長 石丸洋、政策経営課課長補佐 大賀純治、環境課主幹 今村一啓、産業振興課主幹 高野文明

●退職 3月31日付 桐島美生子(議会事務局)、中野清二(上下水道課)、本田陽一郎(総務課 玄界環境組合古賀清掃工場派遣)、窪田陽子(子育て支援課)、川端舞(新宮東幼稚園)、今富久彰(学校教育課 指導主事)、豊福みつ子(子育て支援課)

●昇格 政策経営課長 井上美

●離任 3月31日付 野田尚吾
(相島診療所)

町立小中学校の人事異動

○転入(4月1日付)

※()内は前学校など

【立花小学校】

教頭 鬼東浩樹(新宮東小学校)

【新宮小学校】

教頭 手嶋奈美(志免西小学校・昇任)、主幹教諭 阿部信一郎(新宮北小学校・昇任)、小川絵莉子(古賀東小学校)、西山ゆめ(自由ヶ丘小学校)、本田美和子(新宮北小学校)、加治章太郎(新宮北小学校)、伊熊素子(新宮北小学校)、若杉亜希(新宮東小学校)、内村優介(新宮東小学校)、宮崎佳子(新宮東小学校)、佐藤瑤(新規採用)、手島美映(新規採用)

【相島小学校】

立石奈央(小野小学校)

【新宮東小学校】

教頭 今富久彰(新宮町教育委員会・昇任)、上野弥生(相島小学校)、西村雅美(花見小学校)、南香織(新宮小学校)、井川日菜子(新規採用)

【新宮北小学校】

教頭 中根正登(小野小学校)、主幹教諭 小林直人(新宮小学校)、下田恵美幸(久原小学校)、糸瀬久美子(青柳小学校)、北野さやか(新宮小学校)、栄養教諭 永尾美佐(宇美小学校)、主幹 齊田絹子(古賀西小学校)、内村真梨子(新規採用)、養護教諭 松井祐里香(新規採用)

【新宮中学校】

教頭 小川幸代(久山中学校)、教頭 下川公子(篠栗町教育委員会・昇任)、主幹教諭 西原三智隆(新宮東中学校)、岩崎貴子(須恵東中学校)、本屋敷耕三(古賀中学校)、櫻井瑛梨奈(志摩中学校)、松尾甚汰(二瀬中学校)、古閑達之(新規採用)、末吉悠太郎(新規採用)、山口日和(新規採用)、阿部有紗(新規採用)、富田洋平(新規採用)、養護教諭 大倉亜咲(新規採用)、那波かおり(再任用 志免中学校)

【新宮東中学校】

教頭 古賀智美(新宮中学校)、加来伸一(篠栗中学校)、渡邊久美(篠栗中学校)、長崎捷(新宮中学校)、江頭俊輔(粕屋中学校)、主任 熊千紘(日の里中学校)、眞鍋亘輝(新規採用)、藤井咲名(新

規採用)、上村一統(新規採用)

○転出(3月31日付)

※()内は赴任先など

【立花小学校】

教頭 藤井龍一(粕屋中央小学校)、伊東千秋(退職)

【新宮小学校】

教頭 西田章子(久原小学校)、指導教諭 小林直人(新宮北小学校)、半田翔太(志免中央小学校)、梅原裕子(志免中央小学校)、尾上宏江(古賀東小学校)、川端佐和(志免西小学校)、米光摩利(古賀西小学校)、北野さやか(新宮北小学校)、南香織(新宮東小学校)、佐藤優美(退職)、今林美登里(退職・再任用 須恵第三小学校)、事務 主査 吉原誠(再任用終了)

【相島小学校】

上野弥生(新宮東小学校)

【新宮東小学校】

教頭 鬼東浩樹(立花小学校)、藤亜美(志免中央小学校)、井戸渚年光(須恵第三小学校)、若杉亜希(新宮小学校)、内村優介(新宮小学校)、宮崎佳子(新宮小学校)、早崎玲子(勢門小学校)

【新宮北小学校】

教頭 刀坂順子(志免中央小学校・校長昇任)、教頭 古市貴弘

(白水小学校)、主幹教諭 福永恵子(志免中央小学校)、泉田美奈(粕屋中央小学校)、本田美和子(新宮小学校)、阿部信一郎(新宮小学校)、加治章太郎(新宮小学校)、伊熊素子(新宮小学校)、養護教諭 住田礼子(北勢門小学校)、栄養教諭 石川佳子(篠栗中学校)、吉田哲生(再任用 粕屋東中学校)、田口哲也(再任用終了)

【新宮中学校】

教頭 古賀智美(新宮東中学校)、教頭 平田健一(須恵中学校)、主幹教諭 重富かおり(古賀東中学校)、村中竜一(古賀中学校)、下見俊幸(宗像中学校)、長崎捷(新宮東中学校)、石松きよみ(退職)、矢野英二(再任用 須恵中学校)

【新宮東中学校】

教頭 河野徹(志免中学校)、主幹教諭 西原三智隆(新宮中学校)、園田聡美(篠栗中学校)、市木智也(退職)、岩井浩(退職)、坂口昭彦(再任用終了)

松くい虫防除の薬剤を散布します

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直) 福岡森林管理署 ☎843-2100(直)
新宮森林事務所 ☎962-0049(直)

新宮海岸の松原を守るため、福岡森林管理署と湊区財産組合で薬剤を散布します。ご理解とご協力をお願いいたします。

【空中散布】

○A地区(福岡森林管理署が実施)

日時 5月15日(月)、6月1日(木)
午前5時～7時ごろ

【地上散布】

○B地区(福岡森林管理署が実施)

日時 5月8日(月)
午前4時～10時ごろ

○C地区(福岡森林管理署が実施)

日時 5月9日(火)
午前4時～10時ごろ

○D地区(湊区財産組合が実施)

日時 5月27日(土)、6月10日(土)
午後1時～4時ごろ

※雨天・強風などの場合は翌日以降へ順延します。
防災行政無線でお知らせします。

【使用する薬剤】 ネオニコチノイド系

カ・ハエ・ゴキブリなどの衛生害虫の防除に広く使用されている殺虫剤です。農薬使用安全基準にしたがって使用します。

【みなさんへのお願い】

○散布中および散布後1時間程度は、洗濯物は外に干さないでください。

○散布中は窓を閉め、散布後1時間程度は開けないでください。

○散布中は区域内と周辺道路の通行は控えてください。また、周辺では係員の指示に従ってください。

○散布後3日間は、散布林内への立ち入りは控え、草木などを採らないでください。

○散布区域付近で養蜂している人は事前に巣箱を移動してください。

○空中散布地周辺(新宮浜1・2・3、みずほ、宮前、松原の各組合)の人は、鳥小屋、泉水、車などを散布前夜からビニールシートで被覆し、シートが飛ばないようにしてください。

【ビニールシートの配布】

福岡森林管理署新宮森林事務所(下府7-1-14)で配布します。

必要な人は、5月2日(火)～5月31日(水)に各自で受け取り、使用後は燃やすごみとして処分してください。



心配ごと・福祉なんでも相談

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 5月9日(火) 午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、行政相談委員、社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎963-0921(直)